

言 討 言 義

土木學會誌 第十六卷第二號 昭和五年二月

堂 島 川 可 動 堰 に 就 て

(第十五卷第十號所載)

會 員 工 學 士 三 池 貞 一 郎

堰止工事の實施せられたる今日、彼是論議するは或は穩當ならざるやの嫌なきにあらざれども小生往年來多少意見なきに非ざりしにより今當時を追懷して其の概要を述べ以て討議とす。市内堀川筋淨化設備として堂島、土佐堀兩川堰止工事を施すことは一策たるべきも其の汚毒さるべき原因を除去する方法を講じて後其の結果を見て立案することは適當の順序には非ざるか。道頓堀、颯堀、新川、高津入堀等の諸水路は淀川改修以前に於ても著しく汚染せられたるを見たり。東横堀又次で甚しきものありき。其の原因を察するに下の諸項に外ならざるべし。

- (1) 寢屋川の悪水は殆ど全部東横堀に注入すること
- (2) 上本町高臺一帶悪水の注入
- (3) 浚渫其の他修理を怠りたること
- (4) 人爲的に塵芥其の他を投棄すること
- (5) 舟筏木材等にて流水疏通を妨げたること

等なるべし、是等に對し、寢屋川は京橋下流に於て淀川に放流せば其の悪水の大部は堂島川に流下せらるべきを信じ、今より凡そ 20 年以前に於て之れを力説し、淀川下流工事の際、川崎渡船場附近に其の豫定地を残し置きたり、昨年來其の機熟し漸く其の工を全うするを得たり。依て(1)は大部除去せらるべし、(2)は下水改良に待たざるべからず、(3)は先年來市に於て多少施工せられたりと雖も尙充分とは言ひ難し、何となれば堀川筋修理は往年より殆ど忘却せられたる程なれば埋没も餘程甚しかるべく尙又淀川改修の結果、本流水位の低下せるものと淀川下流工事に於て安治川を浚へ、市電敷設の際、堂島川の土砂採收をなしたる爲、天神橋下流は著しく流積を増加し東西兩横堀の注入量の減少を來したれば堀川筋浚渫は最大必要條件たるを失はず、(4)及(5)は相當の取締を以て救済することを得べし。

今回施工の堰止工事の爲には前述諸事項中川床掘下げの幾分は輕減せらるべきも其の他の事項は是非共施行の必要あるべく従て堰止工事の爲完全淨化に要すべき費用を節する度合は誠に僅少なるべし、颯堀川、新川、高津入堀等は別途の設備を施す方、得策にあらざるか、芦原

町附近に於て大量の排水をなすも一案なるべし。毛馬洗堰に於て増水時には 10 000~15 000 立方尺位の流下を計り全川の洗滌を施すことも必要なるべし。

前述諸項の事業を完成せば堀川筋浄化は相當の効果を來すべく隨て堰止工法にも多くの變化を生ずるには非ざるなきか、是れ汚染の原因となるべきものを除去して後立案するの適當なるを唱導する所以なり。